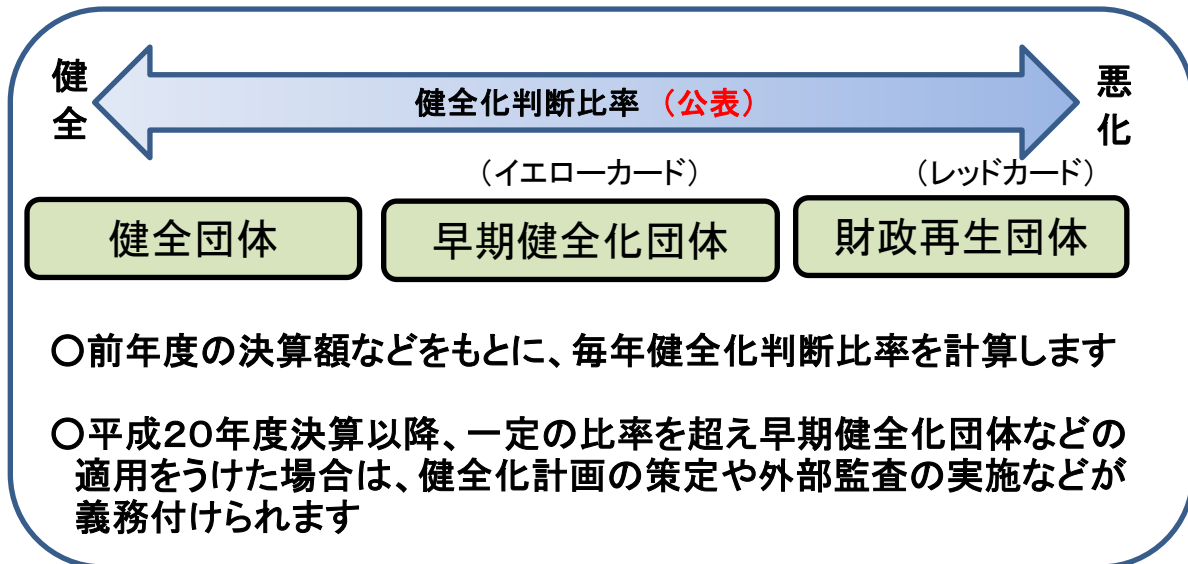


健全化判断比率・資金不足比率

□財政健全化法による比率の公表

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が、平成21年4月に全面施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率(健全化判断比率)と水道事業などの公営企業の経営状況を判断するための比率(資金不足比率)が新たに定められ、この比率を議会に報告し、市民のみなさんに公表することとされています。

財政健全化法のイメージ



□算定結果

平成20年度決算額などをもとに、健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、下表のとおりとなりました。

区分		守口市の比率	早期健全化基準(上段) 財政再生基準(下段)
健全化判断比率	実質赤字比率	2.96	11.86 20.00
	連結実質赤字比率	11.71	16.86 40.00
	実質公債費比率	6.4	25.0 35.0
	将来負担比率	144.0	350.0

※将来負担比率の財政再生基準はありません。

区分		守口市の比率	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業	—	20.0
	公共下水道事業	—	

※資金不足額が発生しないため資金不足比率は「—」表示としています。

○実質赤字比率

一般会計の実質収支は、累積赤字を全て解消するには至らず、約8億6千万円の赤字となりましたが、早期健全化基準を下回ります。

○連結実質赤字比率

一般会計の実質赤字に加え、国民健康保険事業会計においても約36億2千万円の実質赤字となりましたが、水道事業会計や公共下水道事業会計も含めることにより、早期健全化基準を下回ります。

○実質公債費比率及び将来負担比率

建設事業の抑制や土地開発公社の健全化を実施してきたことなどにより、早期健全化基準を大きく下回ります。

○資金不足比率

水道事業、公共下水道事業ともに資金不足額が生じないため、該当しませんでした。

用語解説

実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等の行政サービスを行う一般会計の実質的な赤字額を比率で示したものです。
連結実質赤字比率	地方公共団体全体の実質的な赤字を示す比率で、一般会計に加え、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業等の公営企業会計や特別会計における赤字額や黒字額をすべて合算して算出します。
実質公債費比率	地方公共団体全体の地方債(借金)の償還(返済)額を示す比率で、一般会計で負担する教育やまちづくり等のためだけでなく、水道などの公営企業や、消防などの一部事務組合が行う地方債の償還に充てるために、一般会計が支出しているものも対象となっています。
将来負担比率	一般会計や消防などの一部事務組合の地方債(借金)残高や、土地開発公社の負債現在高など、将来的に地方公共団体の一般会計が支払っていく可能性がある負担額を比率で示したもので、職員全員が退職した場合の退職手当なども含まれます。
資金不足比率	一般会計などの実質赤字にあたるもので、水道事業や公共下水道事業などの公営企業会計における資金不足の状況を比率で示したものです。